

第14回

定時株主総会 招集ご通知



www.livero.co.jp

開催日時

2023年3月24日（金曜日）午前10時
アクセス可能時刻 午前9時予定

開催方法

バーチャルオンリー株主総会（場所の定め
のない株主総会）として開催いたします。
※インターネット上のみで開催するため、
会場はございません。

URL：

<https://web.sharely.app/login/livero-14>

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

株主の皆様へ



株式会社リベロ代表取締役社長の鹿島秀俊と申します。

私たちは、転居に関わる全ての法人・個人のお客様ニーズに対応した、新生活のサービスプラットフォーム事業を展開しております。具体的には、お部屋探し・お引越し・ライフライン手配や、社宅管理、法人企業向け福利厚生サービス等、新生活において必要なサービスを提供している会社と、引越しをする転居者、並びに転居者を送り出す法人企業、3者にとって喜んでいただけるプラットフォームを提供しております。

現在、当社サービスを導入いただいている法人企業は2,800社、不動産会社は1,100社、引越会社は130社を超えております。2021年の上場後、これまでのサービスに加えて、新たに福利厚生社宅の展開や、全国各地の引越会社の経営者による業界の課題解決に向けた「引越業界の未来をつくる会」(以下、「未来会」といいます。)の取り組みもスタートして、現在は100社以上の加盟会社が集まっております。未来会では、当社1社でできることよりも、100社以上の引越会社を巻き込み、収益改善、「引越し難民」対策、社会貢献等を目的とした取り組みを積極的に行っております。

また、自社のみならず、パートナー企業と共に業界のDX化に取り組んでいきたいと考えております。デジタル庁が推進する引越しワンストップサービス等がありますが、転居に関しては、紙の契約書や作業指示書、FAXの多用等、まだまだアナログな部分も多く、デジタル化が遅れている業界だと考えております。そのような中で、不動産会社でも引越会社でもない、中立な立場の我々だからこそできるDX化があると思います。

ESGに対する活動としては、当社の引越しプラットフォーム【HAKOPLA】で引越会社同士が作業のマッチングを行うことで、空きトラックの活用や配車の効率化(引越しトラックのシェアリングエコノミー)を促進する等、CO₂削減に向けた取り組みを行っております。また、女性の働きやすい職場を目指し、毎年就業環境を見直しており、現在の女性役員比率は28.6%、女性管理職比率は31.6%になります。育休中の従業員は2022年12月31日時点において5名であり、全員が復職し業務してもらえるように職務内容を調整しております。女性が働きやすい職場環境を整え、品質向上に妥協することなく挑戦を続け、新しいビジネスモデルを世に発信してまいります。

業界のゲームチェンジャーになれるよう、事業成長に邁進してまいりますので、ご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

目次

第14回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
インターネットによる議決権行使のご案内	6
バーチャルオンリー株主総会の開催方法と 議決権行使に関するご案内	7
バーチャルオンリー株主総会の運営について	9
株主総会参考書類	11
第1号議案 定款一部変更の件	11
第2号議案 取締役4名選任の件	12
第3号議案 会計監査人選任の件	14
【提供書面】	
事業報告	15
1. 企業集団の現況	15
2. 会社の現況	21
3. 剰余金の配当等の決定に関する方針	24
連結計算書類	25
計算書類	26
監査報告	27

◎当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を書面交付請求された株主様に交付する書面には記載しております（これらの事項は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しております。）。

当社URL : <https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>

東証URL : <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

- 事業報告の「新株予約権等の状況」
- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- 連結計算書類の「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- 計算書類の「個別注記表」

したがって、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>) 及び東証ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会においては、株主総会資料について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又はコード（9245）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、本総会は、インターネットの手段を用いた「バーチャル出席」の方法により株主総会にご出席いただくこととなります。会場は設けることなく実施いたしますので、後記「バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」及び「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従いインターネットで「バーチャル出席」をいただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができます。各議案の内容は当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト上に掲載した「第14回定時株主総会招集ご通知」株主総会参考書類（11頁から14頁）に掲載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合

▶ 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2023年3月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2023年3月23日（木曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

▶ なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。



バーチャル出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 7頁から10頁の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

記

1 日 時	2023年3月24日（金曜日）午前10時（アクセス可能時刻 午前9時予定） なお、通信障害等により、本総会を上記日時に開催することができない場合、本総会は2023年3月27日（月曜日）午前10時に延期いたします。
2 開催方法	バーチャルオンリー株主総会 本総会は、場所の定めのない株主総会として開催いたします。 バーチャル出席方法は、後記「バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」及び「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。
3 目的事項	報告事項 1. 第14期（2022年1月1日から2022年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第14期（2022年1月1日から2022年12月31日まで） 計算書類報告の件 議決事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件
4 招集にあたっての 決定事項	(1)書面による議決権行使の場合 議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取り扱いいたします。 (2)インターネットによる議決権行使の場合 インターネットにより議決権を行使される場合には、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2023年3月23日（木曜日）午後6時までに行使してください。 (3)インターネットと書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 (4)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

- ◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものといたします。
なお、当日ご出席の際は、後記「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従い所定のIDとパスワードによりシステムにログインくださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様であって当日出席される方1名に委任する場に
限られます。委任状その他必要書類の取扱いについては後記「バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使
に関するご案内」及び「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。
- ◎当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を書面交付請求された株主様に交付する書面には記
載していません（これらの事項は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>) 及び東証ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載しております。)
・事業報告の「新株予約権等の状況」
・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
・連結計算書類の「連結注記表」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」
・計算書類の「個別注記表」
したがいまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報
告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書
類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>) 及び東証ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) において、その旨、修正前の事
項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができ
ることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又
は続行の決定を行った場合には、速やかに上記の当社ウェブサイトでお知らせします。
- ◎インターネットをご使用することに支障がある場合は、書面により議決権を行使していただくようお願い申しあげま
す。また、先着5名に限り、当社よりパソコン等を貸与のうえ、当社会議室よりご出席いただくことができますの
で、希望される株主様は2023年3月22日（水曜日）午後6時までに当社法務総務部まで郵便にてご連絡ください。
なお、郵便には電話番号等連絡先を忘れずにご記載ください。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




書面（郵送）で議決権を行使される場合

下記の案内に従って、議案の賛否を表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2023年3月23日（木曜日）
午後6時到着分まで**



インターネットで議決権を行使される場合

6頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2023年3月23日（木曜日）
午後6時入力完了分まで**



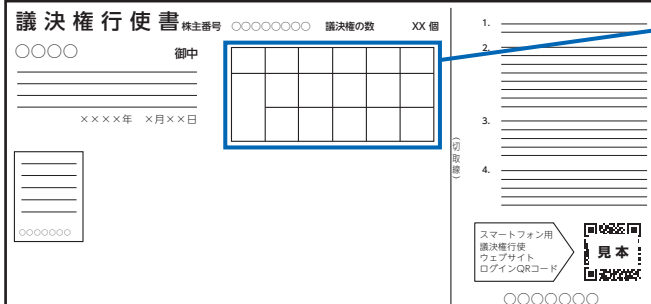
株主総会にご出席される場合

7頁から10頁の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

日 時

**2023年3月24日（金曜日）
午前10時**
(アクセス可能時刻：午前9時予定)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

※書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記のいずれかの方法によってのみ可能です。

議決権
行使期限

2023年3月23日(木曜日)
午後6時入力完了分まで

①QRコードを読み取る方法

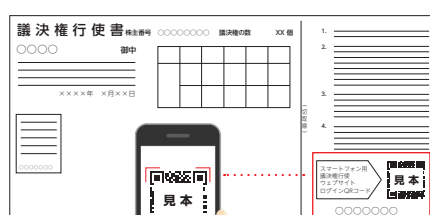
②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

ご利用に際しては、下記をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

①QRコードを読み取る方法「スマート行使」

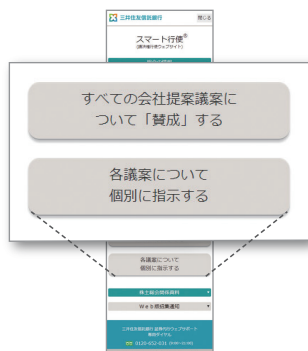
1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ってください。

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記②のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

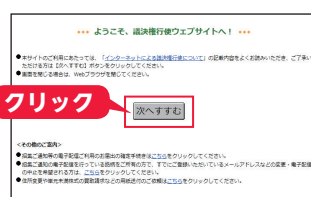
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへアクセスできます。

②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

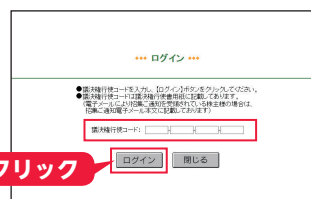
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



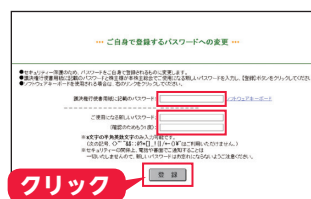
「次へすすむ」をクリック。

2 ログインする



議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック。

3 パスワードの入力



議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。「登録」をクリック。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等が不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

バーチャルオンリー株主総会の開催方法と 議決権行使に関するご案内

1. バーチャルオンリー株主総会の概要

バーチャルオンリー株主総会では、議決権のある株主様におかれまして、ライブ中継をご視聴いただくことにより、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。株主の皆様におかれましては、インターネットを通じて、議決権を行使いただくことや、ご質問をいただくこと等が可能となります。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細につきましては、9頁から10頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

2. バーチャルオンリー株主総会の運営について

9頁から10頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご覧ください。

3. 議決権行使について

書面又はインターネットによる事前の議決権行使のほか、総会当日にバーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、インターネットを通じて議決権を行使いただくことができます。

本総会当日の議決権行使をご希望になられる株主様におかれましては、議事進行の様子をライブ中継でご覧いただき、議長の案内に従って議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。総会当日の議決権行使方法の詳細につきましては、9頁から10頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

なお、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様がバーチャルオンリー株主総会に出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合には、本総会において最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとし、事前の議決権行使は無効といたします。また、事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できなかった場合には、なるべく多くの株主の皆様のご意見を議決権行使結果に反映させるために、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権としてお取り扱いいたします。

4. ご質問について

バーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、インターネットを通じてご質問いただくことができます。ご質問の方法は、議長の指定する方法に従い、当社指定の本総会専用のウェブサイトより、テキストにて本総会の目的事項に関する質問事項をご入力いただく形で行っていただきます。総会当日の質問の方法の詳細につきましては、9頁から10頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

ご質問につきまして1問あたりの文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。なお、当日のご質問につきましては、本総会の目的事項に関する質問であって、他のご質問と重複しないものを中心に取り上げることといたしますが、いただいたご質問のすべてに回答できない場合がございます。同様のご質問等の繰り返しや、膨大な文字量のテキストデータの送信、本総会の目的事項と無関係な内容や、プライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含むご質問等の送信等、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合や、本総会の議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

また、本総会の目的事項に関しまして、事前にご質問いただくこともできます。株主様のご関心が高い事項につきましては、本総会で取り上げたいうえで、ご説明をさせていただく予定です。

事前のご意見、ご質問等のご入力方法につきましては、9頁から10頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

5. 動議について

本総会において動議がある場合、本総会当日に、議長が指定する方法に従い、当社指定の本総会専用のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行っていただきます。議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信する等、動議であるか否かの判別ができないものは動議として取り上げない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、同様の動議を繰り返し送信することや、明らかに不適法な動議を送信することその他議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

6. 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容の概要

本総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを複数配置いたします。もっとも、通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、総会当日に、本総会の延期又は続行の議長一任決議について諮り、また、株主様への周知方法を含む対応に関しましても万全の準備をあらかじめ徹底いたします。

7. 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障がある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットをご使用することに支障のある株主様におかれましては、議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、先着5名に限り、当社よりパソコン等を貸与のうえ、当社会議室よりご出席いただくことができますので、希望される株主様は2023年3月22日（水曜日）午後6時までに当社法務総務部まで郵便にてご連絡ください。郵便には電話番号等連絡先を忘れずにご記載ください。

8. 代理出席の取扱いについて

代理人によるバーチャル出席を希望される株主様は、法令及び当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただきますようお願い申し上げます。

お手続き方法の詳細につきましては、9頁から10頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」の「5. 代理人による出席方法」をご参照ください。

バーチャルオンリー株主総会の運営について

本総会は、インターネット上でのみ開催する「バーチャルオンリー株主総会」です。

株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。総会当日に専用のウェブサイトからインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関するご質問、動議の提出等が可能です。

また、同サイト内より、事前のご意見、ご質問等をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※同サイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2023年3月24日（金曜日） 午前10時～

※なお、通信障害等により、本総会を上記日時に開催することができない場合、本総会は2023年3月27日（月曜日）午前10時に延期いたします。

2. 総会当日における出席及び議決権行使のアクセス方法



接続先：<https://web.sharely.app/login/livero-14>

①上記のURLをご入力いただくか、上図のQRコードを読み込み、バーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「所有株式数」を画面表示に従ってご入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「所有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

3. 当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法

(1) 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、ライブ配信閲覧画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

(2) 当日の質問の方法

ログイン後、議長の指示に従って、ライブ配信閲覧画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問の文字数は150文字までとさせていただきます。

(3) 当日の動議提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、ライブ配信閲覧画面下部の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願い申し上げます。

4. 事前質問について

上記「2. 総会当日における出席及び議決権行使のアクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、ライブ配信閲覧画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、文字数は150文字までとさせていただきます。

【事前受付期間】

2023年3月9日（木曜日）午前10時から2023年3月22日（水曜日）午後6時まで

※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、総会当日にご説明させていただく予定です。

5. 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

＜必要書類＞

- ・代理の意思表示を記載した書面（委任状）
- ・委任する株主様の議決権行使書のコピー
- ・委任された株主様の議決権行使書のコピー

＜提出先＞

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-8 NTT虎ノ門ビル3F 株式会社リベロ法務総務部 株主総会担当者宛

＜ご提出期限＞

2023年3月22日（水曜日）午後6時必着

【注意事項】

◎書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様がバーチャルオンリー株主総会に出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合には、本総会において最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとし、事前の議決権行使は無効といたします。また、事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できなかった場合には、なるべく多くの株主の皆様のご意見を議決権行使結果に反映させるために、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権としてお取り扱いいたします。

◎株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。

◎当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、ご視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断等の通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。

◎株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良、遅延、音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。

◎ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。

◎映像や音声データの第三者への提供や、SNS等での映像の公開、転載、複製、録画、録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。また、ID及びパスワードを第三者に伝えることも禁じます。

◎その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

【当日のログイン方法、操作方法等に関する問い合わせ窓口】

問合せ先：03-6416-5286（コインチェック株式会社 Sharelyヘルプデスク）

（受付日時：2023年3月24日（金曜日）午前9時～総会終了時まで）

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1.~22. (条文省略) (新 設)	1.~22. (現行どおり)
<u>23.</u> 不動産の売買、賃貸借、交換、分譲、管理およびその仲介または代理業務	<u>23.</u> <u>旅行業法に基づく旅行業</u>
(新 設)	<u>24.</u> <u>不動産および動産の売買、賃貸借、交換、分譲、管理ならびにその仲介または代理業務</u>
<u>24.</u> (条文省略) (新 設)	<u>25.</u> <u>古物の売買および賃貸</u>
	<u>26.</u> (現行どおり)
	<u>27.</u> <u>クレジットカード契約の取次および斡旋</u>
<u>25.~26.</u> (条文省略)	<u>28.~29.</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	鹿島 秀俊	代表取締役社長	再任
2	横川 尚佳	常務取締役経営管理本部長	再任
3	楠 武史	取締役事業本部長	再任
4	岡本 泰彦	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

鹿島 秀俊 (1978年9月20日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

2007年 5月	株式会社インクストゥエンター入社	2013年 1月	同 代表取締役社長（現任）
2009年 5月	当社創業 同 専務取締役	2018年 2月	株式会社リベロビジネスサポート代表取締役 （現在に至る）

取締役候補者とした理由

所有する当社の株式数
2,385,000株

鹿島秀俊氏は、2009年に当社を創業し、当社グループの基盤を築きあげるとともに、2013年から10年間にわたり当社グループの経営を指揮して、その成長に貢献してまいりました。会社経営における幅広い知識と、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。



候補者番号

2

横川 尚佳 (1978年6月26日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

2007年 5月	株式会社インクストゥエンター入社	2009年 5月	当社創業 同 常務取締役経営管理本部長（現任） （現在に至る）
----------	------------------	----------	---------------------------------------

取締役候補者とした理由

所有する当社の株式数
1,485,000株

横川尚佳氏は、2009年の当社創業以来、新規サービスの設計から運用に至るまでを担ってきた経験から経営企画及び経営管理に関する広い見識を有しております。同氏の豊富な経験と知見が、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。



候補者番号

3

くすのき

楠

たけし

武史

(1977年6月26日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

2014年1月	当社入社	2018年12月	同 取締役事業本部長（現任）
	同 営業本部長		
2018年1月	同 執行役員営業本部長	2019年4月	株式会社リベロビジネスサポート代表取締役（現任） （現在に至る）

所有する当社の株式数

一株

取締役候補者とした理由

楠武史氏は、2014年の当社入社以来、事業部門の責任者として当社の業績向上を牽引してきており、事業の統括及び推進に関して確実な実績を残しております。同氏の事業における推進力とマネジメント能力は、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

おかもと

岡本

やすひこ

泰彦

(1961年4月6日生)

社外

再任

独立



【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

1985年4月	株式会社広島銀行入行	2020年3月	当社社外取締役（現任）
1988年10月	株式会社文化倶楽部入社	2020年8月	ライクスタッフィング株式会社取締役会長（現任）
1993年9月	株式会社パワーズインターナショナル（現ライク株式会社）設立 同社代表取締役社長	2022年5月	ライクキッズ株式会社取締役会長（現任）
		2022年6月	ライク株式会社代表取締役会長兼社長（現任） （現在に至る）
2017年1月	株式会社サンライズ・ヴィラ（現ライクケア株式会社）取締役会長（現任）		

所有する当社の株式数

一株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岡本泰彦氏は、東証プライム上場会社であるライク株式会社の代表取締役であり、保育、人材サービスと幅広い業界で経営者として会社経営・事業戦略を担ってきた経験に加え、コーポレート・ガバナンスに対する豊富な知識を併せ持つ人物であり、同氏の豊富な経験と知見は、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡本泰彦氏は社外取締役候補者であります。
3. 岡本泰彦氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年であります。
4. 当社は、岡本泰彦氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本議案において、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は岡本泰彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がMooreみらい監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の品質管理体制、独立性、専門性及び監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

(2022年12月31日現在)

名 称	Mooreみらい監査法人	
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区丸の内2丁目2番2号
	その他の事務所	麹町事務所 東京都千代田区平河町1丁目3番13号
沿 革	1980年 至誠監査法人が中央区日本橋室町に設立 1988年 石渡・西村・中根共同事務所が清新監査法人として法人化 1993年 国際会計ネットワークMoore Stephens (現 Moore Global Network) のメンバーファームとなる 2007年 千代田区丸の内 (現在地) へ清新監査法人が移転 2015年 監査法人啓和会計事務所と清新監査法人が合併 2015年 至誠監査法人と清新監査法人が合併、至誠清新監査法人となる 2020年 Moore至誠監査法人に社名変更 2022年 Moore至誠監査法人ときさらぎ監査法人が合併、Mooreみらい監査法人となる	
概 要	出資金	59百万円
	構成人員	
	代表社員 (公認会計士)	2名
	社員 (公認会計士)	26名
	特定社員	1名
	職員 (公認会計士) ※非常勤を含む	60名
	日本公認会計士協会準会員※非常勤を含む	9名
	その他の専門要員 (システム監査技術者・USCPA)	5名
	事務職	6名
	合 計	109名
	関与会社	139社

以 上

事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1 | 企業集団の現況 |

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも各制限の緩和と政府の経済対策等により、緩やかに景気回復の動きがみられました。一方でウクライナ情勢や円安進行、原材料高騰による物価上昇が懸念される等、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社グループを取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う人の移動制限が緩和されたことにより、転勤や転居の動きも緩やかに回復しているものと考えられます。

このような状況の下、当社グループは、資本業務提携先である株式会社BluAgeとの相互送客の実現や、シナジーのある企業との営業活動強化により、法人企業向けサービス「転勤ラクっとNAVI」及び不動産事業者向けサービス「新生活ラクっとNAVI」のサポート件数が前年を上回る結果となりました。また、クラウド賃貸契約サービスにおいては、法人企業向けの社宅管理サービスである「ワンコイン転賃」に加えて、企業に勤める従業員個人が利用可能な、毎月2,000円（最大2年間）の家賃割引が受けられる「ヘヤワリ」の利用者拡大に注力し、管理戸数が20,000戸を突破いたしました。引越事業者向けサービスである引越しプラットフォーム「HAKOPLA（ハコプラ）」につきましては、案件マッチング数及び引越しサポート件数が前期比で減少となりました。当連結会計年度においては、インターネットやライフライン等の取次件数、転賃契約戸数が当初予想を下回ったことや、人件費の先行投資を積極的に実施したこと、当初2023年に計画していた東京支店の新設を前倒したことにより当初計画以外の販売費及び一般管理費が増加したことで減益となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,555,046千円（前連結会計年度比7.5%増）、営業利益77,861千円（前連結会計年度比78.3%減）、経常利益77,982千円（前連結会計年度比77.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は50,781千円（前連結会計年度比78.8%減）となりました。

なお、当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

連結業績

売上高	25億55百万円	営業利益	77百万円
経常利益	77百万円	親会社株主に帰属する当期純利益	50百万円

サービス別業績

	不動産会社向けサービス	法人企業向けサービス	引越会社向けサービス
売上高	13億18百万円	10億97百万円	1億38百万円
売上原価	2億16百万円	85百万円	27百万円
売上総利益	11億1百万円	10億12百万円	1億11百万円

サービス概要

不動産会社向けサービス	法人企業向けサービス	引越会社向けサービス
<p>【新生活ラクっとNAVI】 お部屋が決まった入居者からの転居に関する（電気・ガス・インターネット等のライフラインについて）ご相談を、不動産会社に代わりご対応するサポートサービスです。</p>	<p>【転勤ラクっとNAVI】 法人企業の従業員の転勤に伴う、お部屋探しや、引越し等のご相談を、法人企業の担当者に代わりサポートするサービスです。</p> <p>【ワンコイン転貸】 新規の物件契約をはじめ、初期費用や家賃の支払い、更新・解約業務等社宅に関する全ての窓口を一本化。転貸借契約によって担当者の業務を大幅に軽減するサービスです。</p> <p>【ハヤワリ】 入居者の家賃が「毎月 2,000円」最大2年間割引になるサービスです。煩雑な契約手続きも電子契約にて簡単に行うことが可能です。</p>	<p>【HAKOPLA】 引越会社同士のマッチングで引越業界の課題解決を目指した業界初の『引越しプラットフォーム』です。</p> <p>【引越しラクっとNAVI】 当社のコンシェルジュが、複数の引越会社から見積り取得、料金交渉等を転居者に代わって行うサービスです。</p>

サービス別指標

	クライアント (サービス依頼)	主要サポート数 (2022年12月期)	パートナー (サービス提供)
新生活ラクっとNAVI	不動産事業者等 1,192社	累計サポート数 264万件	不動産事業者 529社
転勤ラクっとNAVI	法人企業等 2,893社	累計サポート数 17万件	引越事業者 187社
ハヤワリ	法人企業等 617社	—	ライフライン提供事業者 87社
HAKOPLA	参加事業者 130社	案件マッチング 3.2万件	参加事業者 130社

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第11期 (2019年12月期)	第12期 (2020年12月期)	第13期 (2021年12月期)	第14期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	-	-	2,376,765	2,555,046
経 常 利 益 (千円)	-	-	345,990	77,982
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	-	-	239,008	50,781
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	48.66	9.57
総 資 産 (千円)	-	-	3,051,865	3,460,290
純 資 産 (千円)	-	-	1,835,865	1,892,517

(注) 1. 前連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第12期以前の状況は記載しておりません。
2. 2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。この株式分割が第13期の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第11期 (2019年12月期)	第12期 (2020年12月期)	第13期 (2021年12月期)	第14期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	1,898,156	2,140,317	2,364,535	2,578,846
経 常 利 益 (千円)	226,327	317,110	303,352	72,134
当 期 純 利 益 (千円)	148,166	224,279	206,701	46,396
1株当たり当期純利益 (円)	31.58	47.18	42.08	8.74
総 資 産 (千円)	1,215,555	1,522,726	2,448,557	2,406,551
純 資 産 (千円)	618,471	938,846	1,813,891	1,866,159

(注) 1. 2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。この株式分割が第11期の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社リベロビジネスサポート	100	100.0	社宅管理事業における宅地建物取引業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新生活を迎える人とサービスを提供するパートナー企業双方の『困った困ったを、良かった良かったに。』に変えていくことを経営理念として掲げております。新生活を迎える際に直面する「困った」を的確に抽出し、新生活サービスプラットフォームを通じて解決することで「良かった」に変えていくことにより、顧客とパートナー企業の信頼を高めて企業価値を向上してまいります。

上記経営理念のもと、急速に変化する市況に対応するため、当社グループでは以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

① 事業基盤の強化

当社グループの基盤事業である「新生活ラクっとNAVI」及び「転勤ラクっとNAVI」においては、さらに利用者を増加させるとともにサポートの品質向上が最重要事項であると考えております。法人・個人を問わず幅広い顧客ニーズの把握に努め、迅速に対応していくことにより、強固な事業基盤構築を目指してまいります。

② パートナーシップの拡大

当社グループの事業運営においては、サポート実施時に具体的な業務を担当する不動産事業者、引越事業者、新電力事業者、ガス小売事業者、インターネット回線事業者等多くの事業者との連携が必要不可欠となっております。移転者サポート事業の継続的な発展のために引き続き事業者とのパートナーシップの拡大を図ってまいります。

③ デジタル連携の推進

当社グループでは新生活関連サービスのデジタル化及びワンストップ化の推進が必要であると考えております。政府や民間事業者と連携して、引越しに伴う手続きの負担を軽減し、手続漏れを防止するため引越しワンストップサービスの実証実験に参加するなどの取組みを実施してまいりました。また、クラウド賃貸契約サービスにおける転貸借契約の電子化を起点として、不動産業界のデジタル化や新技術の活用を推進してまいります。

④ 新規事業の開発と推進

当社グループの収益源の多様化並びに継続的な成長・拡大を図るためには、新規事業の開発と推進が不可欠であります。基盤サービスである「新生活ラクっとNAVI」及び「転勤ラクっとNAVI」に続く新たなサービスの開発と推進に努めると共に、クラウド賃貸契約サービス「ヘヤワリ」、BtoBプラットフォームである「HAKOPLA (ハコプラ)」の伸長により事業間シナジーの最大化を目指します。

⑤ 人材の採用と教育

事業基盤の強化及びパートナーシップの拡大を図っていくためには、優秀な人材の確保が必須であります。そのため、当社グループでは営業部門を中心に積極的な人材獲得と人材教育を推進してまいります。

⑥ 個人情報保護法への対応

当社グループでは、多くの個人情報を取り扱っており、個人情報の管理を強化していくことが重要であると考えております。既にプライバシーマーク認証（登録番号10862073(07)）を取得しておりますが、運用の見直しと社内教育・研修を継続的に実施してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、移転に伴う新生活関連サービスという幅広い市場をターゲットとして、新生活サービスプラットフォームの構築と提供を通じて、当該市場におけるお部屋探し、引越し、新電力、ガス小売事業者が販売するガス、インターネット回線等のライフラインの手配、また法人企業においては社宅管理等をワンストップで提供し一元管理することで、新生活を迎える方へのサポートに加えて、新生活に関わる不動産事業者や引越事業者、ライフライン提供事業者等の幅広いニーズに応える事業を展開しております

なお、当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略してまいります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号
東京支店	東京都豊島区東池袋一丁目18番1号
大阪支店	大阪市北区豊崎三丁目2番1号

(注)2022年11月17日付で、東京支店を開設いたしました。

② 子会社

株式会社リベロビジネスサポート	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号
-----------------	-----------------

(7) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
移転者サポート事業	135名 (145名)	28名増 (48名増)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時従業員は () 内に人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134名 (145名)	28名増 (48名増)	34.1歳	3.6年

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員は () 内に人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 | 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	19,120,000株
② 発行済株式の総数	5,315,950株
③ 株主数	995名
④ 大株主	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
鹿島 秀俊	2,385,000	44.9
横川 尚佳	1,485,000	27.9
株式会社ベネフィット・ワン	455,000	8.6
MSIP CLIENT SECURITIES	134,400	2.5
株式会社三好不動産	30,000	0.6
株式会社ONPA JAPAN	25,000	0.5
中島 謙一郎	25,000	0.5
株式会社イナミコーポレーション	25,000	0.5
株式会社エム・ジェイホーム	25,000	0.5
SBSホールディングス株式会社	20,000	0.4
株式会社タカラレンタックスグループホールディングス	20,000	0.4
ApamanNetwork株式会社	20,000	0.4
株式会社ハート・インターナショナル	20,000	0.4

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鹿島 秀俊	—
常務取締役	横川 尚佳	経営管理本部長
取締役	楠 武史	事業本部長 株式会社リバロビジネスサポート 代表取締役
取締役	岡本 泰彦	ライク株式会社 代表取締役会長兼社長 ライクケア株式会社 取締役会長 ライクスタッフィング株式会社 取締役会長 ライクキッズ株式会社 取締役会長
常勤監査役	萩原 伸朗	—
監査役	土谷 環	リエゾン・マネジメント株式会社 代表取締役
監査役	山本 有未	弁護士

(注) 1. 取締役岡本泰彦氏は、社外取締役であります。

2. 監査役萩原伸朗氏、土谷環氏、山本有未氏は、社外監査役であります。

3. 監査役山本有未氏の戸籍上の氏名は、増田有未であります。

4. 当事業年度中の監査役の変更は次のとおりであります。

①2022年3月25日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、監査役浅野絵里氏は辞任により退任いたしました。

②2022年3月25日開催の第13回定時株主総会において、山本有未氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。

5. 監査役土谷環氏は、証券・金融業での業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、社外取締役岡本泰彦氏、社外監査役萩原伸朗氏、社外監査役土谷環氏及び社外監査役山本有未氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社役員（取締役及び監査役）並びに管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、株主代表訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年9月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る基本方針

取締役の報酬が、経営責任の明確化及び企業価値の持続的な向上へのインセンティブとして機能するよう、株主利益との連動を念頭に置いた報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定は、各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、金銭報酬である月額固定報酬及び業績連動報酬たる決算賞与並びに非金銭報酬であるストックオプションとで構成する。

② 金銭報酬に関する個人別の報酬等の額に係る決定方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

月額固定報酬は、当社グループの業績（連結営業利益を指標とする。以下、同様とする。）及び担当業務における各取締役の貢献・実績に基づき、役位・職責、当社の連結業績その他会社の業績等を総合的に勘案して報酬等の額の算定を行い、下記「⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定するものとする。

③ 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬たる決算賞与については、当社グループの業績が著しく向上し、期初計画を上回る連結営業利益を計上した場合において、役位・職責、当社の業績等を総合的に勘案して額の算定を行い、下記「⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定するものとする。なお、決算賞与を支給する場合は、年1回定時株主総会後に支給するものとする。

④ 非金銭報酬等の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬たるストックオプションの支給する数については、役位・職責、在任年数に応じて、他社水準や経済情勢を考慮しながら総合的に勘案し、下記「⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定し、一定の時期に支給するものとする。

⑤ 金銭報酬の額、非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬である月額固定報酬及び業績連動報酬たる決算賞与並びに非金銭報酬であるストックオプションの種類ごとの比率については当面は定めないこととするが、当社と同程度の事業規模又は関連する業種・業態に属する企業を参考とする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法

個人別の報酬等の額は、取締役報酬に関する内規に従い、代表取締役が起案のうえ、取締役会の決議により決定するものとする。なお、取締役会での決議に先立っては、代表取締役は社外取締役及び監査役会に意見を求め、意見がある場合にはその意見を踏まえた上で起案する。

ロ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役報酬に関する内規に従い代表取締役が原案を作成後、社外取締役及び監査役会に意見を求め、意見がある場合にはその意見を踏まえたうえで取締役会に上程していることから、当該方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	101,400 (6,000)	101,400 (6,000)	- (-)	- (-)	4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,522 (9,522)	9,522 (9,522)	- (-)	- (-)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	110,922 (15,522)	110,922 (15,522)	- (-)	- (-)	8 (5)

- (注) 1. 上表には、2022年3月25日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち、社外監査役1名）を含んでおりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2022年3月25日開催の第13回定時株主総会において、賞与を含めて年額200,000千円以内（うち、社外取締役分30,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
4. 監査役報酬限度額は、2022年3月25日開催の第13回定時株主総会において、賞与を含めて年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役岡本泰彦氏は、ライク株式会社の代表取締役会長兼社長、ライクケア株式会社の取締役会長、ライクスタッフィング株式会社の取締役会長及びライクキッズ株式会社の取締役会長であります。ライク株式会社は、当社の「転勤ラクっとNAVI」を利用しております。なお、具体的な取引条件につきましては、他の関連を有しない取引先と同等の条件となっております。ライクスタッフィング株式会社、ライクケア株式会社及びライクキッズ株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役土谷環氏は、同氏が創業したリエゾン・マネジメント株式会社の代表取締役であります。リエゾン・マネジメント株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
取締役 岡本 泰彦	当事業年度の取締役会16回のすべてに出席し、上場会社の経営者として企業経営等に関する幅広い知見を活かし、経営全般に対して、リスクマネジメントの観点から積極的に意見・提言等を行うとともに、必要に応じて経営陣に適宜報告を求める等、監督機能の役割を果たしております。
監査役 萩原 伸朗	当事業年度の取締役会16回のすべて、また監査役会13回すべてに出席し、上場会社の法務部門、監査役を歴任した経験と培った知見を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 土谷 環	当事業年度の取締役会16回のすべて、また監査役会13回すべてに出席し、証券・金融業に関する豊富な経験・知見を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 山本 有未	2022年3月25日に就任以降、当事業年度の取締役会13回のすべて、また監査役会10回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 (公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬)	28,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3 | 剰余金の配当等の決定に関する方針 |

当社グループは現在成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の確保を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、将来の事業展開及び財務基盤強化に必要な内部留保の確保を優先し、当面は無配を予定しておりますが、一方で、株主への利益還元も重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。なお、会社法第454条第5項の規定により「取締役会の決議によって中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針等を考慮し、無配としました。また、次期の配当金につきましても無配を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	2,575,178	流動負債	1,015,737
現金及び預金	1,452,539	買掛金	164,354
売掛金	358,422	未払金	120,102
前渡金	600,255	未払費用	92,348
未収還付法人税等	27,733	前受金	562,007
その他	136,227	未払法人税等	5,701
		その他	71,223
固定資産	885,112	固定負債	552,035
有形固定資産	16,767	繰延税金負債	272
建物附属設備	11,686	預り敷金及び保証金	245,146
車両運搬具	1,420	長期預り金	290,225
器具及び備品	3,660	資産除去債務	6,758
無形固定資産	131,457	その他	9,631
投資その他の資産	736,887	負債合計	1,567,773
投資有価証券	106,852	純資産の部	
繰延税金資産	7,790	株主資本	1,891,637
敷金及び保証金	503,989	資本金	424,117
その他	118,255	資本剰余金	429,117
		利益剰余金	1,038,401
資産合計	3,460,290	新株予約権	880
		純資産合計	1,892,517
		負債・純資産合計	3,460,290

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	2,555,046
売上原価	329,651
売上総利益	2,225,394
販売費及び一般管理費	2,147,533
営業利益	77,861
営業外収益	121
受取利息	17
受取手数料	47
助成金収入	39
その他	16
経常利益	77,982
税金等調整前当期純利益	77,982
法人税、住民税及び事業税	23,242
法人税等調整額	3,958
当期純利益	50,781
親会社株主に帰属する当期純利益	50,781

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,904,268	流動負債	524,002
現金及び預金	995,218	買掛金	174,053
売掛金	397,243	未払金	192,395
未収入金	137,229	未払費用	94,710
未収還付法人税等	22,153	未払法人税等	5,611
関係会社短期貸付金	300,000	預り金	45,066
前払費用	48,937	その他	12,165
その他	3,485	固定負債	16,390
固定資産	502,283	資産除去債務	6,758
有形固定資産	16,767	その他	9,631
建物附属設備	11,686	負債合計	540,392
車両運搬具	1,420	純資産の部	
器具及び備品	3,660	株主資本	1,865,279
無形固定資産	131,457	資本金	424,117
ソフトウェア	85,577	資本剰余金	429,117
ソフトウェア仮勘定	45,329	資本準備金	415,117
その他	550	その他資本剰余金	14,000
投資その他の資産	354,058	利益剰余金	1,012,043
投資有価証券	106,852	その他利益剰余金	1,012,043
関係会社株式	100,000	繰越利益剰余金	1,012,043
敷金及び保証金	103,959	新株予約権	880
繰延税金資産	7,790	純資産合計	1,866,159
その他	35,455	負債・純資産合計	2,406,551
資産合計	2,406,551		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	2,578,846
売上原価	414,589
売上総利益	2,164,257
販売費及び一般管理費	2,135,475
営業利益	28,782
営業外収益	43,352
受取利息	1,848
業務委託料	41,400
その他	103
経常利益	72,134
税引前当期純利益	72,134
法人税、住民税及び事業税	23,060
法人税等調整額	2,676
当期純利益	46,396

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社リベロ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 三井 勇治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 古川 譲二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リベロの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リベロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社リベロ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三井 勇治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古川 譲二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リベロの2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

連結注記表11. 及び個別注記表13. の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、当社は2023年2月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。当該事象は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2023年2月20日

株式会社リベロ 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 萩原 伸 朗 ㊞
社外監査役 土 谷 環 ㊞
社外監査役 増 田 有 未 ㊞
(山本有未の戸籍上の氏名)

以 上